

高松市監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 28 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

令和4年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



瀬戸内海（五色台より）

高松市監査委員

行政監査

(重点取組事項)

令和4年度行政監査（重点取組事項）の結果について

1 監査対象局及び実施期間

財政局及び健康福祉局

令和4年11月15日から令和5年1月27日まで

2 監査対象事務

行政事務の執行

3 監査対象となる事務の執行年度

令和3年度及び4年度

4 監査の着眼点及び実施内容

「令和4年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について」をテーマに行政監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

なお、本監査は高松市監査基準（以下「基準」という。）に準拠して実施した。

5 監査の結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	財政局	契約監理課	—	1	1
2	健康福祉局	健康づくり推進課	—	1	1
	合計		—	2	2

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善が望まれる事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた 印刷物等による情報提供について

1 監査の目的

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本方針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めており、これにより、ホームページ等ソーシャルメディアを活用するほか、紙媒体である印刷物や案内表示も多く利用し、広く市民への情報提供を行っている。

しかし一方で、印刷物等の作成には費用が伴うことから、必要性はもとより有効性や経済性も十分検討される必要がある。

そこで、市の印刷物や案内表示について、ユニバーサルデザインの考え方に基いて適正に作成され、有効に活用されているかなどを検証するための監査を実施し、今後の行政運営に資することを目的とした。

2 監査対象項目及び着眼点

令和3年度及び4年度に各課で発行した印刷物（チラシ、リーフレット、パンフレットなど）及び本庁舎等市有施設の案内表示を調査対象項目とし、監査対象局各課で作成された印刷物・案内表示が、関係法令等により適正に作成・設置されているか、次の着眼点に基づき、監査を実施した。

- （1）内容は利用者に配慮したわかりやすいものとなっているか。
- （2）情報提供の目的及び対象は明確か。
- （3）作成部数等、発行は適切に行われているか。
- （4）配布先や配布方法、設置場所等は適切か。
- （5）有効に活用されているか。
- （6）市民等の意見、要望を反映する機会を設けているか（ある場合、反映しているか）。
- （7）適切に管理されているか。

3 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象課から提出された「印刷物、案内表示による情報提供に関する調査票」及び関係書類を求めて、定期監査に併せて実施した。

また、各課の所管する施設等について、必要に応じて実地監査を実施したほか、各課に対し、文書又は口頭で照会した。

印刷物等による情報提供について

「印刷物、案内表示による情報提供に関する調査票」に基づく調査の結果は、以下のとおりであった。

＜調査結果＞

(1) 印刷物の発行状況について（令和3年度及び4年度分）

対象局	該当課数	件数
財政局	6	8
健康福祉局	16	196

(2) 案内表示の設置状況について

対象局	箇所数	内訳
財政局	2	本庁舎、防災合同庁舎
健康福祉局	14	国保・高齢者医療課（国民健康保険女木診療所ほか1か所） 地域包括支援センター（同センターほか6か所） 子育て支援課（にこにこキッズセンターほか1か所） こども未来館（たかまつミライエ） 保健予防課（保健所） 健康づくり推進課（保健センター）

(3) 実地監査を行った施設

令和4年12月に本庁舎、防災合同庁舎、たかまつミライエ及び保健センターにおいて、実地監査を行った。

案内表示にはピクトグラムや文字のほか、外国語や点字を併記している。



（本庁舎）

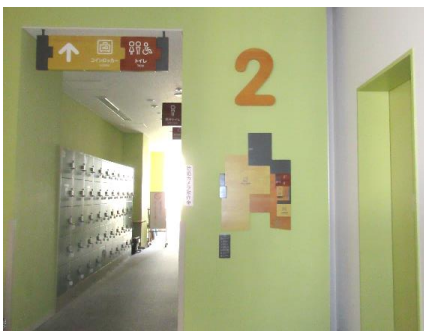


（防災合同庁舎）

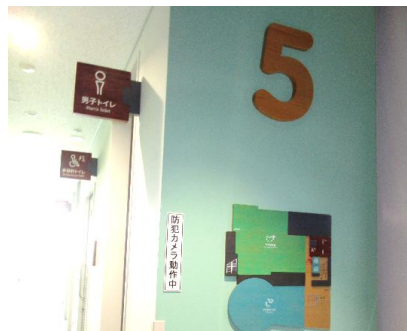


（保健センター）

案内表示、壁、エレベーターなどを、フロアごとに色分けしている。



（たかまつミライエ）



令和4年度行政監査（重点取組事項）結果一覧

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見	【重点】ユニバーサルデザインに配慮した印刷物の作成について	P5	財政局	契約監理課
2	意見	【重点】保健センターの安全確保に配慮した管理運営について	P6	健康福祉局	健康づくり推進課

※ 【重点】・・・「令和4年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

≪参考≫令和4年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和4年度の重点取組事項

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

これにより、ホームページ等を活用した情報発信を積極的に行っている一方で、情報格差への取組の一つとして、紙媒体である印刷物も多く利用されている。

そこで、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施する。

令和4年度高松市監査実施計画へのリンク

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaiyo/keikaku.files/2022kansakeikaku.pdf>



事情聴取（令和5年1月27日実施）の様子

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和4年度／財政局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

契約監理課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

ユニバーサルデザインに配慮した印刷物の作成について

意見を付す理由

各所属が契約依頼による印刷を行う際に使用する印刷仕様書について、様式やチェックリスト等を確認したところ、ユニバーサルデザインに配慮する旨の内容が見受けられなかった。

意 見

印刷物の作成については、情報の対象者を意識し、よりわかりやすく情報提供が行えるよう、各所属に示す印刷仕様書の様式等に、ユニバーサルデザインに配慮する旨の内容を記載することを検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル

内 容

参考資料
4 印刷の外部委託
・ ユニバーサルデザインに配慮した成果物を作成するために、ユニバーサルデザインに配慮した文字の使い方および配慮した色の使い方などを参考にして原稿を作成しましょう。
・ 印刷を外部委託業者に委託する場合は、仕様書等に次の項目を明記するなどして、ユニバーサルデザインに配慮した成果物を作成しましょう。
○ ユニバーサルデザインに配慮したフォントを使用し、その書体の選択、大きさ、使い方に配慮して作成すること。
○ 色覚障がいの人にも見やすいように、カラーユニバーサルデザインに配慮した色使用を行うこと。
○ 音声コード（SPコード）を採用し、切り欠きを入れること。（任意）
・ 校正時には、色の見え方の確認などを行っていきましょう。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和4年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

健康づくり推進課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

保健センターの安全確保に配慮した管理運営について

意見を付す理由

保健センターの実地監査を行ったところ、視覚障害者誘導用ブロックの上に、椅子や机が置かれていたほか、入口付近の手すりの端部・曲がり角部分の点字表示が、劣化により剥がれているなど、一部、利用者の安全確保に配慮がされていない事案が見受けられた。

意 見

保健センターの管理運営については、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、施設利用者が安全に利用できるよう、適切に実施されたい。



（椅子が点字ブロックを遮断するように置かれている。）



（机等が点字ブロックに近接して置かれている。）



（手すりの点字が一部剥がれている。）

※写真は、実地監査の一例

定期監査・行政監査

令和4年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査対象局及び実施期間

財政局及び健康福祉局 令和4年11月15日から令和5年1月27日まで

2 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

3 監査対象となる事務の執行年度

令和3年度及び4年度

4 監査の着眼点及び実施内容

前記監査対象事務について、予算、議決、法令、基準等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

5 監査の結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	財政局	契約監理課	—	1	1
2		財産経営課	1	—	1
3	健康福祉局	長寿福祉課	1	—	1
4		こども未来館	1	—	1
5		保健医療政策課	2	—	2
6		健康づくり推進課	1	—	1
合計			6	1	7

※指摘・・・法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

令和4年度高松市監査実施計画へのリンク

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaiyo/keikaku.files/2022kansakeikaku.pdf>

令和４年度定期監査・行政監査結果一覧

結果 No.	区分	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	指摘	契約に伴う契約保証金の取扱いについて	P9	財政局	財産経営課
2	指摘	浄化槽の適正な管理について（香南地域ふれあいセンター）	P10	健康福祉局	長寿福祉課
3	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P11		こども未来館
4	指摘	見積徴取における業者の決定方法について	P12		保健医療政策課
5	指摘	補助金交付に係る申請等手続について	P13		
6	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P14		健康づくり推進課
7	意見	適正な契約事務の執行に向けた取組について	P15	財政局	契約監理課

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和4年度／財政局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

財産経営課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約に伴う契約保証金の取扱いについて

指 摘 す る 理 由

令和3年度高松市議会議場天井改修工事に伴う代替議場設営業務委託契約の契約保証金について、予定価格が500万円を超えるものの、契約金額が500万円未満であったことから少額の契約金額により免除できるものと認識を誤ったため、受注者から徴収していなかった。

指 摘

予定価格が500万円を超える契約に係る契約保証金については、免除することができる場合を除き徴収するよう、適正に事務処理するとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

（契約保証金の減免）
第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
（7）指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約事務処理要綱

内 容

（契約保証金）
第49条 契約保証金は、契約規則第24条各号に該当する場合を除き、徴収しなければならない。
（少額である契約金額）
第50条 契約規則第24条第7号に規定する少額である契約金額は、予定価格が500万円未満の場合における当該契約金額とする。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和4年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

長寿福祉課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

浄化槽の適正な管理について（香南地域ふれあいセンター）

指 摘 す る 理 由

香南地域ふれあいセンターに設置されている浄化槽については、毎年1回清掃しなければならないにもかかわらず、されていなかった。

指 摘

浄化槽については、浄化槽法の規定に基づき清掃するよう、適正に管理されたい。
また、関係法令等の遵守について周知徹底を図るとともに、清掃実施の状況について、課内共有ができる体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

浄化槽法

内 容

（浄化槽管理者の義務）
第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和4年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

こども未来館

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約に係る適正な事務処理について

指 摘 す る 理 由

令和3年度の体験教室開催業務委託について、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、一部の事業が履行期限内に実施できないことから、契約変更の手続を行うことなく、履行期限終了後に実施していた。
また、一部実施していない事業の委託料について、前金払をしていたことを理由に、完了届に履行期限以降に実施することを明記することにより、全ての事業が完了していないにもかかわらず、事業完了の検収を行い、その事業の大半を4年度で実施していた。

指 摘

体験教室開催業務を実施するに当たっては、会計年度独立の原則を遵守するとともに、履行期限内の事業実施が困難な場合には、契約変更の手続を行うなど、適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

地方自治法

内 容

（会計年度及びその独立の原則）
第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

（契約事務担当員の厳守事項）
第3条 契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。
（1） 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。
（略）

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和4年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

保健医療政策課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

見積徴取における業者の決定方法について

指 摘 す る 理 由

令和3年度庵治地域保健活動センター外3施設玄関マット等賃貸借業務に係る見積徴取について、最も安価な見積金額が予定価格を超えている場合には、その金額を提示した業者から再度見積徴取をすることであったものの、再度の認識を誤っていたため、見積りを打ち切り、改めて実施した見積徴取により契約の相手方を決定していた。

指 摘

契約事務については、参加業者に提示した通知事項を遵守するとともに、公正かつ適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根拠法令・
通知等

見積徴取通知書

内 容

【注意事項】
7 業者決定方法
指定した期限までに提出された見積書について、次の要領で委託業者を決定します。
(1) 予定価格の範囲内で、最も安価な見積金額をもって見積もった業者に決定します。
(2) 略
(3) 最も安価な見積金額が予定価格を超えている場合には、再度見積を徴取します。
(4) (3) の場合において、最も安価な見積金額をもって見積もった業者が2者以上あるときは、当該2者以上の業者で再度見積を徴取し、決定します。
(5) 略

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和4年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

保健医療政策課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

補助金交付に係る申請等手続について

指 摘 す る 理 由

令和3年度病院群輪番制病院設備整備事業に係る補助金の交付手続について、申請者が事業に着手しているにもかかわらず、本市への補助金交付申請書等の提出を求めているなかった。

指 摘

補助事業については、申請者が交付決定通知後に着手するよう、事務手続を改められたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市補助金等交付規則

内 容

(交付の申請)
第3条 申請者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書(様式第2号)
(3) その他市長が必要と認める書類

根 拠 法 令 ・
通 知 等

要綱作成の手引き(補助金版)30P

内 容

【解説】
補助事業は、交付決定通知を受けた後でないと着手することができないのが原則であり、交付決定をした後は、その内容を通知する必要があります。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和4年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

健康づくり推進課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約に係る適正な事務処理について

指 摘 す る 理 由

令和4年度母子栄養食品供給業務委託について、以下のような事案が見受けられた。
 (1) 2種類(牛乳、粉乳)の供給業務について、それぞれ複数業者に対し見積徴取を実施し、参加した全ての業者と契約を締結していた。
 (2) 牛乳や粉乳のメーカー選択については、申請者の嗜好によるため、明確な予定数量を算出し難しいことを理由として、個々には予定価格を上回っているものの、過去の実績を踏まえ予定価格内に収まると判断するなど、予定価格内とする明確な積算根拠が示されていないかった。
 (3) 見積書提出期間中に仕様書の内容に関する質問書が提出されたが、質問した業者のみに回答していたため、同じ業務内容であるにもかかわらず、異なった仕様書で契約が締結されていた。

指 摘

契約手続については、契約事務の透明性及び公平性を図り、十分な説明責任が果たせるよう法令等を遵守し、適正な事務処理及び審査を執行されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
 第3条 契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。
 (1) 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。
 (略)

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和4年度／財政局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第3号

告 示 日

令和5年2月28日

所 管 課 等

契約監理課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

適正な契約事務の執行に向けた取組について

意見を付す理由

予算を所管する所属において執行した契約事務について、契約制度の理解が不十分であったことや、契約監理課が作成したマニュアル等が十分に活用されていなかったことなどにより、事務処理に誤りがある事案が散見された。

意 見

契約事務については、関係法令等に基づき適正に執行されるよう、契約事務を所管する契約監理課において、よりわかりやすく職員に周知するとともに、契約事務担当者を対象とした研修等を実施するなど、適正な契約事務の執行に向けた取組を実施されたい。